

主な変更箇所一覧

ページ番号	表題	変更内容
便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し		
4	【義務基準】不特定多数の者等が利用する階から除外する階	ケース 1 に、「※便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする」を追記
4	【義務基準】不特定多数の者等が利用する階から除外する階	ケース 2 に、不特定多数の者等が滞在する時間が短い階の例として「駐車場」を追記
5	便所の箇所数の数え方について	ケース 2 に、男女共用の車椅子使用者用便房の例を記載
7	【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（小規模階）	<p>×なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、<u>当該便所の箇所数</u>とする。</p> <p>↓</p> <p>○なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、<u>便所設置階の数</u>とする。</p>
10	【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（複数棟が立地する場合）	新規追加
11	【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（複合用途の場合）	新規追加
12	【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について（ツインタワーの場合）	新規追加
16,17,18	【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について	車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順を具体化
19	【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について	新規追加
駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し		
38	【義務基準】機械式駐車場の取扱いについて	複数の駐車場を設ける場合②を追記
44	【誘導基準】機械式駐車場の取扱いについて	複数の駐車場を設ける場合②を追記